

岩手県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第78号

岩手県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。）の採捕の停止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止等)

第2条 知事は、法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を告示するものとする。

2 前項の規定による告示があったときは、当該告示に係る法第33条第2項各号に定める者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理年度（法第11条第2項第3号に規定する管理年度をいう。）の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

3 前項の場合であつて、知事は、法第33条第2項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その旨を告示するものとする。

4 前項の規定による告示があつたときは、当該告示に係る法第33条第2項各号に定める者は、当該告示の日から当該告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。